

**【国の施策等】**

- 1 「障害者の権利に関する条約」への署名（H19）・批准（H26）
- 2 「障害者基本法」の改正（H23）
- 3 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（H24）
- 4 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」の一部改正（H24）

## 資料1 「障害者の権利に関する条約」への署名（H19）・批准（H26）

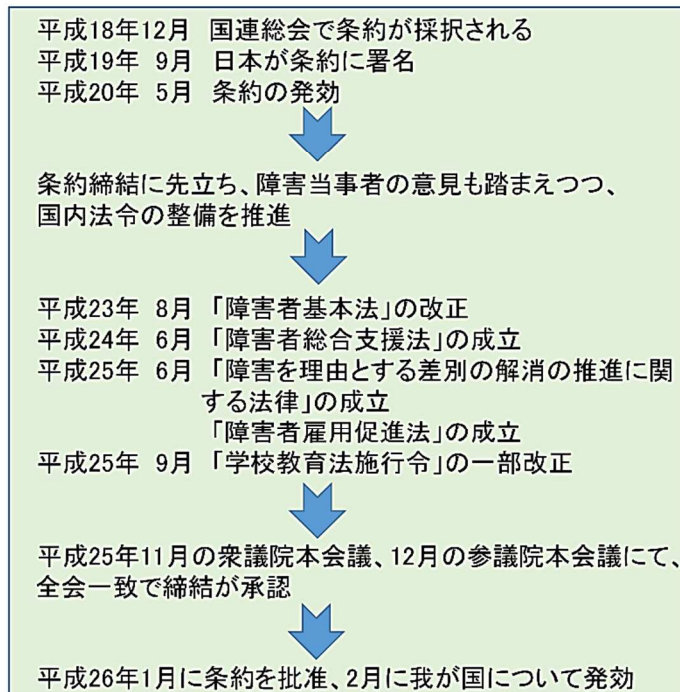
### 1 「障害者の権利に関する条約」への署名及び批准

#### 【条約の成立から締結までの日本の取組】

「障害者の権利に関する条約」

第24条 教育

1. 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。  
締約国は、この権利を差別なしに、かつ、  
機会の均等を基礎として実現するため、**障害者を包容するあらゆる段階の教育制度（インクルーシブ教育システム）**及び生涯学習を確保する。



## 資料2 「障害者基本法」の改正（H23）

### 2 「障害者基本法」の一部改正（平成23年8月）

#### （教育）

第16条 国及び地方公共団体は、**障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため**、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し**十分な情報の提供を行う**とともに、**可能な限りその意向を尊重しなければならない**。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との**交流及び共同学習を積極的に進める**ことによって、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

3 中央教育審議会初等中等教育分科会(特別支援教育の在り方に関する特別委員会)  
「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月)

- (1) 共生社会の形成に向けて
- (2) 就学相談・就学先決定の在り方について
- (3) 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備
- (4) 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
- (5) 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

(1) 共生社会の形成に向けて

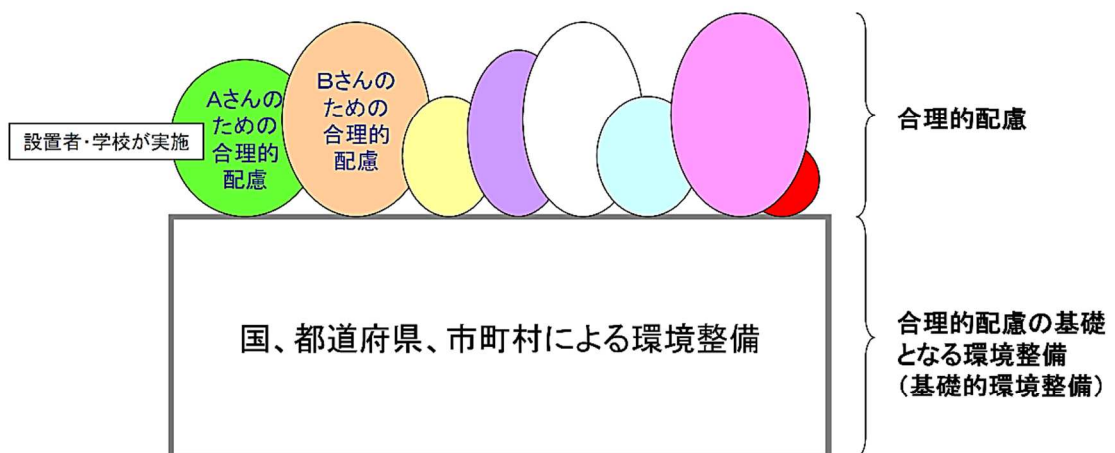
- ① 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築  
共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、**特別支援教育を着実に進めていく必要**がある。
- ② インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
  - ・ 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
  - ・ 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
  - ・ 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。

### (3) 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

#### ① 合理的配慮について

- ・ 障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、**学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと**であり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**
- ・ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの
- ・ なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

### 合理的配慮と基礎的環境整備の関係



障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。

「合理的配慮」の基礎となる環境整備 → 「基礎的環境整備」

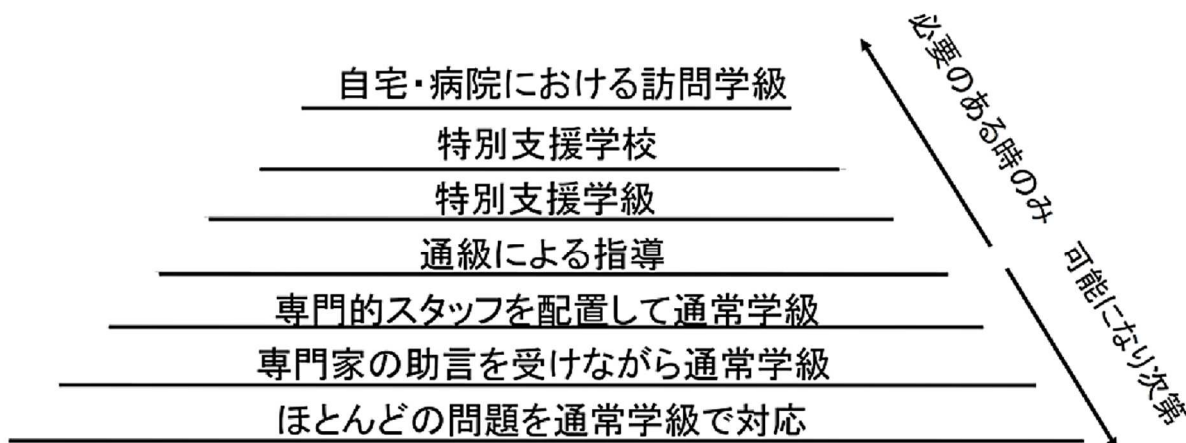
#### (4) 多様な学びの場の整備と学校間連携等の促進

##### ① 多様な学びの場の整備・教職員の確保(抜粋)

- ・ 多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図っていくことが必要である。
- ・ 特別支援教育により多様な子どものニーズに的確に応えていくためには、教員だけの対応では限界がある。校長のリーダーシップの下、校内支援体制を確立し、学校全体で対応する必要があることは言うまでもないが、その上で、例えば、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定める教職員に加えて、特別支援教育支援員の充実、さらには、SC、SSW、ST、OT、PT等の専門家の活用を図ることにより、障害のある子どもへの支援を充実させることが必要である。
- ・ 通常の学級においては、少人数学級の実現に向けた取組や複数教員による指導など指導方法の工夫改善を進めるべきである。
- ・ 通級による指導を行うための教職員体制の充実が必要である。

## 日本の義務教育段階の 多様な学びの場の連続性

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。



## (5) 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

### ① 教職員の専門性の確保

インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。

特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。

4 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令(概要)

(平成24年4月1日施行)

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等による喀痰吸引等の実施を可能とすることに伴い、①喀痰吸引等の内容のほか、②喀痰吸引等の業務を行う事業者や介護職員等に対し研修を行う者について、都道府県の登録基準等を定める。

1. 喀痰吸引等の内容

- 喀痰吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- 経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)

2. 喀痰吸引等の業務を行う事業者の登録基準

(1) 医療関係者との連携に関する基準

- 医師の文書による指示、対象者の心身の状況に関する情報共有
- 喀痰吸引等の実施内容に関する計画書・報告書の作成 等

(2) 安全適正に関する基準

- 実地研修を修了していない介護福祉士に対し、医師・看護師等を講師とする実地研修の実施
- 安全確保のための体制の確保(安全委員会等)、感染症予防措置、秘密保持 等

3. 研修機関の登録基準

- 医師・看護師等が講師として研修(※)を行うこと  
→ 研修の各段階において受講者の修得程度を適切に審査、修了者に対しては修了証の交付
- 十分な講師数、研修に必要な器具等の確保
- 研修終了者の指名等を記載した帳簿の作成・保管、都道府県知事への定期的な報告 等

(※)研修課程については、

- ・ 第1号研修(1の喀痰吸引等の内容全てについて実地研修を行う)
- ・ 第2号研修(1の喀痰吸引等の内容のうち、口腔内・鼻腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養について実地研修を行う)
- ・ 第3号研修(1の喀痰吸引等の内容のうち、特定の者に対する必要な行為について実地研修を行う)の3類型を規定。

学校における医療的ケアへの対応について

医行為

医師の医学的判断及び技術をもってするのではなくれば人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為。医療関係の資格を保有しない者は行ってはいけない。

学校における医療的ケア(日常生活に必要な医療的な生活援助行為)

特定行為(※)

- ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引
- ③気管カニューレ内の喀痰吸引 ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤経鼻経管栄養

※研修を終了し、都道府県知事に認定された教員等が「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で実施可

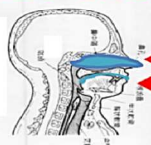
特定行為以外の、学校で行われている医行為(看護師等が実施)

本人や家族の者が医行為を行う場合は違法性が阻却されることがあるとされている。

喀痰吸引(たんの吸引)

筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行う。

①口腔内 ②鼻腔内



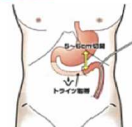
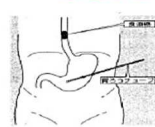
③気管カニューレ内



経管栄養

摂食・嚥下の機能に障害があり、口から食事を摂ることができない、または十分な量をとれない場合などに胃や腸までチューブを通し、流動食や栄養剤などを注入する。

④胃ろう又は腸ろう



⑤経鼻経管栄養



〈行為にあたっての留意点(※)〉

教員等によるたんの吸引は、咽頭の手前までを限度とする。

教員等によるたんの吸引は、気管カニューレ内に限る。カニューレより奥の吸引は気管粘膜の損傷・出血などの危険性がある。

胃ろう・腸ろうの状態に問題がないこと及び鼻からの経管栄養のチューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は、看護師等が行う。